

会 議 録

会議名(審議会等名)		第6回小金井市男女平等推進審議会(平成24年度第4回)
事務局		企画財政部企画政策課男女共同参画室
開催日時		平成24年9月25日(火) 午後6時～午後8時30分
開催場所		前原暫定集会施設2階B会議室
出席者	委員	井上恵美子委員(会長)、佐藤宮子委員(副会長) 新井利夫委員、伊藤智代子委員、加藤由喜枝委員、加藤りつ子委員、 加藤春恵子委員、佐野哲也委員、原忍委員
	事務局	企画政策課長 高橋啓之 企画政策課長補佐(男女共同参画担当) 松井玉恵 企画政策課男女共同参画室主任 岩佐健一郎
		コンサルタント会社研究員
欠席者		中澤智恵委員
傍聴の可否		(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者		なし
会議次第		別紙のとおり
会議結果		別紙会議録のとおり
提出資料		別紙のとおり

第6回小金井市男女平等推進審議会

平成24年9月25日（火）

【井上会長】 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。本日は、（仮称）第4次男女共同参画行動計画（素案）に関して、最終的な検討としたいと思えます。それから、基本理念、計画名称についても、ほぼかためたいと思えます。

それでは、まず事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局（松井）】 資料1、小金井市第4次男女共同参画行動計画（素案）の内容について説明させていただきます。

前回までに委員からご質問、ご要望をいただいた件につきまして、庁内の各課と調整を行い、また、個別計画の整合を確認し、精査をいたしました。また、使用しております用語については、個別計画とのそごがないように確認作業を行ってございます。

まず、全体的な修正に関するご説明をさせていただきます。目次（案）でございすが、6月18日に開催しました審議会に提出した資料と一部変更いたしまして、第1章、第2章を総論として、第3章を各論という名称に変更いたしました。また、西暦、和暦を整理いたしまして、以前の骨子案で西暦を前、和暦を後ろにしていたんですが、行政で使用しております標準の形に統一させていただきます。和暦を中心とした記載として、和暦（西暦）というふうに整理させていただきます。総論については、引き続き和暦で記載させていただきます。また、意識調査に関する実施時期が、年度と年が混在しているというご指摘をいただきましたので整理いたしました。また、基本目標ⅢとⅣについて入れかえてはどうかというご指摘をいただきましたので、入れかえをしました。

それから、各論の全体に関する変更でございすが、基本目標の最初のページについては、一番最後の文章を、市が推進していく意思を示すような文章で締めるべきというご指摘をいただきまして、そのように変更しました。また、各主要事業につきまして、大きな単位の事業と小さな単位の事業が混在しているというご指摘をいただきましたので、できるだけ並べかえをして、大きな単位の事業が上のほうに来るように整理しました。

続いて、総論についてご説明をさせていただきます。2ページをお開きください。8月29日に開催しました審議会に提出しました素案（各論案）の資料には、「第1章 計画の策定にあたって」、「第1節 計画策定の趣旨」、第1行目に、「男女共同参画社会基

本法」が公布・施行されてからの年数を記載しておりましたが、わかりにくいというご指摘をいただきましたので、経過年数については削除をして、整理しました。

また、2つ目の段落1行目に、「女性も男性も」という表現がございましたが、「すべての個人が」とか、「性別にかかわらず」と置きかえられるものについては、全ページ見直しをして、変更しました。

また、骨子案検討の際に、ワーク・ライフ・バランス、エンパワーメントなど、わかりにくい用語があるというご指摘をいただきましたので、必要と思われる用語の脚注を全ページにつけさせていただきます。

3ページをご覧ください。男女共同参画と男女平等の定義について、どこかで明示できないかというご提案をいただきましたので、6月の審議会で提出させていただきました骨子案の文章とは差しかえさせていただきますが、条例などの文章から引用して、男女共同参画と男女平等の定義を記載しました。

7ページをお開きください。国内研修事業がダイヤ印の4つ目にございますが、国内研修事業の前段の事業で、現在は廃止になっている女性海外派遣事業を何らかの形で記載できないかと追加のご意見としていただきましたので、1行目の文章を追加しました。

8ページをご覧ください。企画政策課男女共同参画室という名称になるまでの市の男女共同参画に関する担当部署の変遷をわかりやすくというようなご指摘をいただきました。個別の章のような形で別立てにしてはどうかというようなご提案もいただきましたが、あくまで庁内の組織変遷でございますので、この流れの中で変更せずに記載させていただき、ただし、庁内の部署名の変更の経過を詳細にするために文言を幾つか追加させていただきました。

9ページに移ります。「市民参加による推進」というページを新設いたしました。福祉を語る婦人のつどいが、こがねい女性フォーラムとなり、現在のこがねいパレットに至るまでの歴史と、市民がそれを支えてきたことについて何か記述が欲しいというご指摘を、追加の意見としていただいております。こがねいパレットという文章の中で記載をさせていただきました。また、一番下の市民組織の変遷という項目を追加し、市の男女共同参画施策に市民の動きに大きな影響を与えたことについて記載させていただきました。

それから、その1つ上の項目ですが、「小金井女性史」の編纂。第3次行動計画に掲げられた小金井女性史の編纂という事業を同様に追加してほしいという追加のご意見をいただいているところでございます。第3次行動計画に女性史の編纂が盛り込まれた経緯とし

する表現、事業名の変更を一部させていただいておりますが、これにつきましては、関係各課と調整の上、各施策や個別計画との整合をとって変更しておりますので、申し添えます。

16ページ、2つ目の黒丸でございます。前回ご提案の際、「国際的な動向に応じた法制度の整備が進められ」というふうな表現をしていたところでございますが、非常にわかりにくいというご指摘をいただきました。もっと具体的にというご指摘をいただきましたので、「国連が提唱した「国際婦人年」を契機に」というふうに変更いたしました。

3つ目の黒丸でございます。意識調査結果について表現がわかりにくいというご指摘をいただきました。3行目でございますが、「家庭生活や社会通念等の分野では、性別によって大きく意識が異なります」というふうに変更しました。また、4行目でございますが、「「男は仕事、女は家庭」という考え方に縛られない人は半数を超えているもの」という表現に変更しました。

続きまして、18ページをご覧ください。追加のご意見として、ITなどの広報手段を取り入れているということをわかるようにというご指摘をいただきました。ITに関しては、庁内でも定着している広報手段でございますが、記載表現としてわかりにくかったとご指摘をいただいたと受けとめております。書き出し文章の1行目を、従前、「さまざまな媒体を活用した」としていたところを「さまざまな手法や媒体を活用した」と変更いたしました。

18ページの主要事業でございますが、「男女平等都市宣言の浸透」、「男女平等基本条例の普及」をここに追加いたしました。この2つについては、前回の審議会では、基本目標Ⅳの総合的推進の中の市民参加・協働による男女共同参画の推進にあったものでございますが、「人権・男女平等の意識啓発の推進」に移すべきであるというご意見をいただきまして、このように変更いたしました。これに伴いまして、具体的施策の名称を変更いたしました。従前は、「多様な媒体を活用した広報・啓発活動の推進」としていたものを「人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進」と変更いたしました。

続きまして、19ページをご覧ください。19ページ、セクシュアルマイノリティーの方に配慮した何らかの記述ができないかというご要望をいただきました。人権尊重、多文化共生に関して啓発活動を行っている2つの課では、法務省の人権の啓発活動の年間強調事項17種類について包括的に啓発活動を行っている、または、学校教育では人権教育プログラム11種類を包括的に扱っているようですが、いずれにつきましても、その中にセ

クシユアルマイノリティーの方に関する啓発が入っているようです。クシユアルマイノリティーにつきましては大事な人権問題の一つではありますが、それだけを取り出して記述することによって、他の人権問題への配慮の面でいかがかというような意見が庁内でございました。そこで、国の第3次男女共同参画基本計画でどのような記述がなされているかを確認いたしました。国の計画では、さまざまな男女共同参画の課題となるような人権問題に触れ、複合的に困難な状況に置かれている人々への対応という表現を採用している状況でございます。従いまして、他の人権問題にも適用できるような配慮をした文章として、3行目、「社会的に困難な状況に置かれた人々に対する偏見をなくし」という表現を新設いたしました。また、その上の行にも「性による固定観念に縛られない意識づくり」という文章を新設しました。

次に、具体的施策の名称の変更でございますが、1「人権尊重に向けた啓発・相談支援等の推進」という名称でございますが、この中に、虐待、セクハラ、ストーカーの項目があったものを、基本目標Ⅲのほうへ移したために、このような名称に変更しました。

それから、主要事業として、「苦情処理窓口及び苦情処理委員の周知・運用」に関する内容を追加してほしいというご指摘を追加のご意見としていただきましたので、これを新設いたしました。

その1つ上の項目ですが、委員からの追加の意見として、第3次行動計画の25ページに書かれている性の商品化に関する記述を追加できないかというご指摘をいただきました。第3次行動計画に、性の商品化という事業名で書かれている内容ですが、概要の欄に、性を物として扱う傾向は、多様なメディアの影響で、無意識の中に刷り込まれている。社会全体がそれを許さない意識づくりを促進すると記載されております。従いまして、メディア・リテラシーをもって対応するべき内容と思われまふ。既に前回ご提案したときに、メディア・リテラシーに関する普及・啓発という項目は入っておりましたが、そこに文言を追加し、「メディア・リテラシーに関する普及・啓発を通じた性差別の防止」と記載させていただいております。

21ページをご覧ください。教育の場における男女平等教育のうち、学校教育に関する記述の表現として、3行目、「生きる力、育つ力」と前回ご提案させていただいたところ、「生きる力、学ぶ力、働く力」とできないかというご指摘をいただきまして、そのように対応させていただきました。

また、主要事業として、2つ目ですが、「個々の能力に応じた進路指導の充実」として

いた項目について、性別にとらわれないというニュアンスを追加したいというご指摘をいただきました。学習指導要領の表現を引用、整理いたしまして、「固定的な性別役割分担意識にとらわれない個々の能力に応じた進路指導の充実」と変更いたしました。

また、学校教育に関する記述が、19ページ、21ページにまたがっているが、まとめられないかというようなご指摘をいただいたところでございますが、指導室と調整しましたが、まずは人権教育という大きな単位の中で教育を行っており、19ページの項目は指導室としては削除しないほうが良いということでございました。さらに、男女平等教育を行っており、事業の統合ということは整理がつかず、前回ご提案のまま記載をさせていただいております。

その下の(2)生涯を通じた男女平等教育に移ります。生涯を通じた男女平等教育のうち、社会教育に関して、公民館の人権尊重に関する講座を意味する内容を追加できないか、また、生涯学習課に関する記述が追加できないかというようなご意見をいただきました。公民館では、人権尊重の講座につきましては、公民館で運営しているさまざまな事業の中に取り入れることがあるということです。また、生涯学習課については、社会教育の環境整備に関することを所管しておりますので、「人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座等の企画・運営の検討と活動支援」という名称で記載させていただいております。

それから、1つ上の項目でございますが、父親ハンドブックの配布の担当課は健康課でいいのかというようなご指摘をいただきました。のびゆくこどもプランでは、担当課は子育て支援と記載されているところでございますが、庁内で担当に関しては整理済みでございます。現在健康課で担当しております。内容がわかりにくいというご指摘もございましたので、事業名の名称を一部変更し、「父親ハンドブックの配布による父親への啓発活動の推進」というふうに変更させていただいております。

基本目標Ⅱに移ります。22ページ、黒丸の3つ目でございます。意識調査に関する記述がわかりにくいというご指摘をいただきました。文章表現を変更いたしまして、中断再就職型を職業継続型が上回ったというような表現で記載させていただきました。また、グラフを追加してほしいというご要望をいただきましたので、26ページにグラフを追加する予定となっております。

また、黒丸3つ目の5行目でございますが、前回、20代後半から40代の働き盛り、子育て世代、団塊の世代という表現がございましたが、それに該当しない方もいるのでは

ないか、配慮が足りないのではないかというようなご指摘をいただきましたので、文章表現を削除させていただきました。

24ページをご覧ください。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境づくりの中の具体的施策、「誰もが働きやすい職場づくりの促進」の中で、ワーク・ライフ・バランスの位置づけが最も大事なので、順番の入れかえをするべきではないかというご指摘をいただき、入れかえをさせていただきました。

27ページをご覧ください。「育児や介護等への支援体制の整備」の中で、「地域での子育て支援体制の充実」について、まず、働き続ける人への支援を上置くべきではないかというご指摘をいただきまして、主要事業の並べかえを行い、保育に関する事業から記載しております。なお、保育事業につきまして、休日保育、夜間保育、病児、病後児保育の状況を担当課に確認し、事業名の変更や追加ができないかというようなご指摘をいただきました。前回、各種保育サービスの推進としたものを、「既存の保育事業の充実と新たな保育施策の検討・拡充」というふうに変更いたしまして、次の項目、「保育所の待機児童解消施策の充実」を新設いたしました。なお、保育課にヒアリングいたしましたところ、休日保育につきましては、平成23年度から特別休日保育を実施済みでございます。日曜日に公立保育園のうち1園を、ご要望に応じて開所するというところでございますが、実績としては、平成23年度に1件ご要望があったというような状況でございます。夜間保育につきましては、子供の健康上の問題やニーズを含め、今後研究課題としているということでございます。病後児保育につきましては、平成24年度から実施予定となっております。既に特定の医療機関と開設に向けて調整中ということでございます。病児保育につきましては、病後児保育の実施後に検証を受けて今後検討していくということでございました。

27ページ、引き続きご説明させていただきます。「地域での子育て支援体制の充実」の一番下に、「居宅訪問による子育て支援事業の充実」を新設いたしました。

28ページをご覧ください。2つ目の段落の文章表現に関する違和感があるというようなご指摘をいただきました。3行目、「定年退職を機に積極的に地域で活躍できる場を求めて戻ってくる高齢者」という表現に変更させていただきました。

また、具体的施策の内容でございますが、前回「女性リーダーの育成」とさせていただいたところを、もっと女性リーダーの育成の促進をする表現に変えてほしいというご要望をいただきまして、「女性リーダーの育成促進」と変更いたしました。さらに、主要事業

として、「女性リーダーの育成に向けた情報提供」を新設いたしました。

29ページに移ります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの表現について、国の計画の記載用語との整合をとるべしというようなご指摘をいただきまして、表現について確認をいたしまして、整理をさせていただいております。

また、母子保健に対する男性への啓発・支援に関する項目を追加したほうが良いというご指摘をいただきまして、主要事業の一番最後でございますが、追加をさせていただきました。

30ページに移ります。「健康づくりの推進」の一番下の主要事業でございますが、追加の意見の中で、「自殺予防に向けた取組の推進」が障害福祉課でよいのかというようなご指摘をいただいております。自殺予防に関する取り組みは、窓口業務を取り扱う関係全課ということが言えるとも思いますが、現在、障害福祉課が自殺予防啓発事業の担当課として事業を所管しておりますので、担当課名については変更をせずに記載しております。

また、学校教育に関しまして、性に関する学習についての項目を新設できないかというご要望をいただきまして、担当課と相談しまして、一番下の項目でございますが、「性的な発達への適応などの健康安全教育」を新設いたしました。

また、(3) 自立した生活への支援でございますが、庁内の相談体制の充実と相談機関の連携は広報秘書課でよいのかというご指摘をいただきました。相談事業の統括につきましては、企画政策課と同じ企画財政部でございます広報秘書課広聴係で所管しておりますので、変更しておりません。

基本目標Ⅲに入ります。31ページをご覧ください。基本目標Ⅲにつきましては、前回、配偶者暴力対策に関する内容のみで記載しておりましたが、ここにストーカー、セクハラ、虐待を含めた内容といたしましたので、文章の表現を一部変更いたしました。書き出し1行目にそのような内容を記載させていただきました。

また、黒丸4つ目でございますが、家庭や学校、地域、職場などのいろいろな環境で起こることを記載してほしいというご指摘をいただきましたので、そのように表現を追加させていただきました。

33ページをご覧ください。「DVの防止に向けた情報提供や啓発・早期発見」の中で、早期発見のために他の機関と連携しているということを明確に出してほしいというご指摘をいただきましたので、具体的施策名を「早期発見のための連携体制強化」と変更いたしました。

なお、この章の内容につきましては、庁内連携の前の段階で行う内容に関することとありますが、その後に連携をとっていくということがわかりにくいというようご指摘と受けとめましたので、このように変更させていただいております。

それから、33ページでございます。(2)若い世代への啓発・教育の推進でございますが、小中学校での人権教育の推進は暴力防止の個別計画教育ではないのかというご質問をいただきましたが、指導室に確認いたしましたところ、人権教育プログラムに従い、さまざまな人権尊重の問題として扱っているとのことですので、施策の内容と趣旨が違うようであれば、削除の方向も含めて検討していただきたいと考えております。

36ページに移ります。主要事業として、男性に関する相談に関して何か記述ができないかというご指摘をいただきました。前回の審議会で、DVに関する加害者の男性、被害者の男性、両方に関する議論がございました。担当部署といたしましては、加害男性、被害団体、それぞれに複雑な背景、構造があるようなこともございまして、男性のプライバシーへの影響も考え、加害、被害という言葉をあえて出さずに、包括的な内容の表現として、「男性に対する相談支援窓口に関する情報提供」という表現にさせていただきます。項目を新設しております。

37ページでございます。「ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応の推進」というページを新設いたしました。主要事業は前回から記載しているものですが、文章表現はすべて新設です。

基本目標Ⅳに移ります。基本目標Ⅳにつきまして、男女共同参画を総合的に推進することについて、あらゆる分野での男女共同参画の実現を明記するべきというご指摘をいただきまして、書き出し1行目でございますが、「あらゆる分野での」という表現を追加しました。

39ページに移ります。2つ目の段落でございますが、市の最上位計画である第4次基本構想・前期基本計画に関する記述と、現在の審議会等の女性委員の比率の記述の順序が逆ではないかというようご指摘をいただきまして、文章表現を整理して記載を変更させていただきました。

41ページをご覧ください。庁内の推進体制でございますが、文章表現の一番最後の行でございますが、男女平等都市宣言及び男女平等基本条例を踏まえて、計画の総合推進をしていくことを明示するべきというご指摘をいただきましたので、このように文章表現を変更させていただきました。

42ページをご覧ください。(2)計画の推進体制の強化でございます。庁内の関係課長を主とした会議を位置づけて、企画政策課を中心とした庁内の連携体制を記載すべきというご指摘をいただきました。それらを統合いたしまして、主要事業として新設し、男女共同参画施策推進行政連絡会議を通じた庁内連携の強化を新設しました。前回、意識調査に関する項目を何か新設できないかというご指摘をいただきました。意識調査につきましては、前回の審議会での委員からご発言もございましたが、市としてはあくまで基礎資料の収集であり、事業ではないという前提がございます。定期的な調査を通じて計画を推進していくということがわかりにくいというふうなご指摘というふうな受けとめさせていただきまして、「定期的な調査を通じた計画の進捗管理及び評価の仕組みづくり」というふうな主要事業名を変更しました。

説明は以上でございます。

【井上会長】 ありがとうございます。それでは、基本理念と計画名称を除いた総論の部分についてご意見いかがでしょうか。

【佐藤副会長】 この総論の中の9ページの市民参加による推進の部分は、非常によく書いていただいているんですが、男女共同参画の担当が庁内の婦人施策推進室から企画政策課に至る経過と事業内容の変化を時系列にした書き方のほうがわかりやすいのではないかと思います。

時系列に書いた年表をつくってきまして、お配りしていただければと思います。少し説明させていただくと、やはり一番初めに福祉部門に婦人施策推進室という担当部署ができたことによって、婦人施策が進んだということ、同時期に第1次行動計画をつくり、その後、着々と市が事業を進めてきたと年代別に書くと非常にわかりやすいのではないかと思います。こがねい女性フォーラムを市の施策としてやろうとしたところ、市民活動的に福祉を語る婦人のつどいを担っていた人たちと市と一緒にやったところをあわせて記載したらどうだろうか。9ページに比べるとほとんど内容的にも同じなのですが、時系列に書いたほうがわかりやすいかなと思います。

【事務局(松井)】 資料編は、答申をいただいた後に作成する予定でございますが、年代別の歴史は第3次行動計画にも記載しておりますし、同様の方向での調整を考えております。

申し訳ありませんが、先ほどの説明の際に申し上げるべきでしたが、資料2に一部訂正がございますので、ご説明をさせていただきます。最後のページの②「したがって、骨子

案」と始まる書き出しのところなんですか、イ)の部署名に一部名称が抜けているものがございますので、訂正させていただきます。婦人施策室ではなく、婦人施策推進室です。その次も、女性施策室ではなく、女性施策推進室です。2行目でございますが、企画財政部政策課ではなく、企画政策課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【加藤(り)委員】 9ページ、市民参加による推進について、このままにするかどうかというのはちょっと別としまして、「小金井女性史」の編纂というのが挙げられているんですけども、私もこがねい女性ネットワークの自主事業に参加しましたが、このように書かれると、市がつくったというように思われてしまうのではないかと思います。内容としては、市民グループのこがねい女性ネットワークの「小金井女性史」の編纂への支援です。市が編纂したわけではないですから。もし載せるとしたら変えていただきたいと思います。冊子のタイトルも「聞き書き集」というふうにしたので、「小金井女性史」と書く違和感があります。

【事務局(松井)】 この文章につきましては、こがねい女性ネットワークの代表の方に内容確認をお願いさせていただきまして、修正箇所も含めて反映した上で記載しました。

【加藤(り)委員】 こがねい女性ネットワークさんともう少し検討すればいいでしょうかね。私たちは小金井女性史をつくる会だったんです。2冊目では伊藤委員と私が副代表という立場でやっております、ここで市の事業だったように位置づけるのはおかしいと思っています。

【佐藤副会長】 今の加藤(り)委員のご発言を聞くと、聞き書き集とか、地域女性史聞き書き集への編纂とつけ加えるのはいかがでしょうか。

【井上会長】 第3次行動計画には小金井女性史編纂とあります。

【佐藤副会長】 第3次行動計画はそうなっています。

【井上会長】 女性史ではダメですか。

【佐藤副会長】 女性史というよりは、あくまで聞き書き風な冊子であることは確かです。

【加藤(り)委員】 だから、私は女性史というのは市につくってほしいというふうをお願いしているわけです。私たちがつくったのはあくまで女性史ではなく、聞き書き集です。通史などを含めた女性史というものをつくってほしいから、今回策定している行動計画に載せてほしいと申し上げたわけです。

市民参加による推進ということですと、例えばほかにもあるのではないかと思います。例えば公民館の男女共同参画セミナーというのも、公民館の企画実行委員と公民館の職員が一緒につくっています。市民参加による推進という意味では、何も男女共同参画室に限らず、市と市民のという意味でとらえると、ほかにもそういった事業があるんですね。公民館の男女共同参画講座なんていうのは、男女の平等を広げる上ですごく大事な講座なんですけれども、私は存亡の危機に立っていると思うので、市民参加という形でやるならば、当然ここには載せたほうが良いと思います。

【井上会長】 「こがねいパレット」と「かたらい」と「市民組織の変遷」の部分は、男女共同参画室が軸になってやっていて、市民参加で推進しようという部分は一貫していると思います。それに「聞き書き集 小金井の女性たち」の発行を市民が中心に行い、行政が支援してきたというのを1つ入れることで、ほかにもあるかもしれないという話になるのですね。もっとそういうものを盛り込むか、「小金井女性史」編纂を削ってしまうか、どちらかにするほうが良いということでしょうか。

【加藤（春）委員】 初期のことはわからないんですが、公民館に関して言えば、行動計画で公民館がやるという事業と位置づけたものに参画をしているわけですね。これは当然のことであって、それに対して男女共同参画室からもっと情報提供をしてほしいという話になったのは、この数年のことだと思います。公民館事業などについては当然行うべきことを行っていて、それを全部書いていたら切りがないと思います。一方で、市民団体の女性史に関しては事務局で工夫して、市民参加による推進という形で入れていただいたわけですが、ほかの自治体には必ずしも多くないような重要な事業であるわけですから、こういう形で入るのはちっとも不自然じゃないと思います。そういう点でバランスをお考えいただく必要はないし、すべてを入れるということはできないんじゃないでしょうか。もし特筆すべきことがあったら年表レベルで処理する形で、公民館と調整していただければよいと思います。あまり広げるとかえって大切なことが落ちてしまう。むしろこれに関しては、コンパクトな記述を採用していただくほうが、小金井の男女共同参画の古い歴史を知らない人間にはわかりやすいですね。それから、佐藤副会長が提案された時系列な記述については、正確であるかもしれないけれども、その時期を経験していない人には、要点ごとにまとめた記述のほうがわかりやすいということがあります。私はこういう書き方も悪くない、随分考えていただいた提案ではないかと思っております。ですから、年表のほうは資料に入るようにしていただいて、このページはこの形を生かせないかというふ

うに思っています。

【井上会長】 そうでしたら、聞き書き集については、もう1回、市民団体とも相談しながら、吟味してもらっていいですか。

【事務局（松井）】 確認でございますが、名称として、「「小金井女性史」の編纂」という表現でよろしいのかどうかということと、編纂への支援とか、そういうふうな表現を追加するべきではないかということで、こがねい女性性ネットワークさんと調整させていただきます。

【井上会長】 「小金井女性史」の編纂と市民組織の変遷の場所をチェンジするほうがいいのかどうか、整理の仕方のご検討もお願いします。

【加藤（り）委員】 例えばタイトルに、すべてを網羅していないけれども、主なこととしてはこういうことだと記述したことがわかるようにするとか、工夫していただけないかと思います。公民館の男女共同参画セミナーは、職員と市民が一緒につくっていったということがあったので、私個人としてはぜひ入れていただきたいなと思っています。

【井上会長】 公民館の講座を市民と一緒につくっていく方式というのは、小金井では当たり前かもしれないですが、全国的に見れば貴重なものなんですね。その意味では意義深いわけですけど、この件は必要があれば年表のほうに入れるとか工夫していただければいいと思います。

【井上会長】 続きまして、各論についてはいかがでしょうか。

【新井委員】 まず1つは、第3次行動計画と比べて全体のつくり方が非常にわかりやすく、読みやすいと思います。それはそれとして、基本理念の部分について発言したいのですが、文面を読むと、基本理念のⅠとⅡを前提にして、Ⅳを実現するという書き方になっていて、Ⅲが落ちているんですね。何でワーク・ライフ・バランスだけを前提にして、男女共同参画を実現するのか。これは1つの枝ではないかと思うんですね。ワーク・ライフ・バランスも大きいけれども、暴力を許さない社会も必要だと思います。もし概念的な言い方をすれば、人権尊重と、あらゆる分野への男女共同参画の実現を目指してというような表現なのか、あるいはもっと適切な基本理念の書き方があるのか。1つの提案として申し上げておきたいと思うんです。

【井上会長】 基本理念は最後に議論するので、今のご意見は後で議論したいと思いません。

いかがでしょうか。各論の基本目標のⅠのところです。

【加藤（春）委員】 16ページのところで女子差別撤廃条約の批准ということがあって、それを国内に浸透させていくという形で男女共同参画基本法ができて、国の施策に即した施策をその他の地方公共団体の区域の特性に応じたかたちで策定し、実施する責務を課しているということをはっきり受け継いでいただけるような記述が欲しいと思うんですね。法にのっとってやっていることなのか、何となくそのときの時流でやったことなのかということがはっきりわかるように記述していただくことができればと思っております。

【加藤（由）委員】 前回の審議会で、加藤（春）委員が女子差別撤廃条約という言葉をおっしゃって、この国際婦人年だけではちょっとよくわかりづらいので、きちっと条約を明記することが大事じゃないかなと思いました。

【井上会長】 5ページのところに、世界・国の動きとして、国際婦人年から女子差別撤廃条約までのことについては書いてはあります。ですが、もう1回16ページのところに書くべきであるというご意見として受けとめてよろしいですか。もしそうならば、国連が提唱した国際婦人年の部分に連なるという形で、女子差別撤廃条約にふれて、これを契機に法制度の整備が進められとすればいいでしょうか。

【加藤（春）委員】 女子差別撤廃条約を批准して、実施するために、国がいろいろなパートで何をしなければならないかということを決めたのが男女共同参画社会基本法なんですね。私は、なぜ小金井市がこういうことをやらなきゃならないかということをはっきりするために、自治体の責務が法に入っているというところをどちらかに書いていただきたいということです。

【加藤（春）委員】 後で事務局と調整させていただければと思います。

【事務局（松井）】 審議会の会議の場で文章をまとめられるようでしたら、お願いできればと思います。

【井上会長】 外してはいけないポイントを言ってもらえると、事務局でそれに基づいて文章を考えることができますと思います。

【事務局（松井）】 例えば「国連が提唱した国際婦人年を契機に、女子差別撤廃条約の批准や法制度の整備が進められ」というようなことでよろしいでしょうか。

【加藤（春）委員】 私は国際婦人年を消して、女子差別撤廃条約の批准を契機に国内の法制度の整備が進められとしたいんですね。男女共同参画社会基本法は、地方公共自治体に対して同法の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に即した施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責

務を課しています。これは法律の文章そのまま申し上げました。この法律とこれに先立って本市が定めた男女平等都市宣言に沿って小金井市は引き続きその責務を果たしていくというようなことがわかるようにしたいという思いです。今の井上会長のご指摘で、私が5ページを十分に見ていなかったということがわかりました。今の部分は、むしろ5ページで扱うべきことかもしれないんですけども、どうも男女共同参画社会基本法と自治体との関係というのははっきり認識されていないと思います。私自身も今回も条文を読み直しました。先に進めていただいたほうがよろしいのではと思います。

【伊藤委員】 今、5ページということだったんですけど、私は6ページの「小金井市の動き」のほうに入れる方法もあると思います。

【加藤（春）委員】 いずれにしても案を出させていただき、検討していただければと思います。

【井上会長】 関連がわかるように整理をするということにさせていただきます。

そうしましたら、基本目標Ⅰについてはよろしいでしょうか。

【佐藤副会長】 16ページの一番最後の文章について、前回の審議会で新井委員から、第三者的ではない表現にするべきとのご指摘があって、「図ります」としていただいたのは非常によかったなと思うんですけども、ほかのページの文章のところも全部そういうふうに直したほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

【事務局（松井）】 基本目標の説明については、市が何を目標として施策を推進していくのかということで、わかるように変更したんですが、具体的な施策を説明する際に、同様に「充実に努めます」であるとか、「取り組みます」という表現をさせていただいていますので、施策の方向に関する説明の文章については、説明という位置づけで変更せずにご提案しております。

【佐藤副会長】 わかりました。各基本目標の説明の文末の表現だけを直すということで結構です。

【井上会長】 基本目標Ⅱへ移ります。

【佐藤副会長】 24ページの（2）働く場における男女平等の推進の説明文で「性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、対等なパートナーとして、雇用機会や待遇等が確保されるよう」という部分で、対等なパートナーというのは、雇用主と雇用される側のパートナーのことを言っているんですか。男女平等プランだから、男女が対等なパートナーとしてという意味なのか、よくわからなかったので教えていただけますか。

【事務局（松井）】 ご指摘のとおり、男女平等ということを前提としておりますので、男女が対等なパートナーという表現でございましたが、男女という名称をできるだけ使わないということがございましたので、ちょっとわかりにくい文章になったのかなというふうに思います。もし差し支えなければ、対等なパートナーとしてというところを削除という形でまとめをさせていただければと思います。

【伊藤委員】 21ページが一番下の主要事業で「男女共同参画に関する講座・学習会の開催」の後に、女性史の編纂ということを追加することを希望したいということだったんですね。先ほど事務局のほうから説明があったんですけども、私の趣旨としては、聞き書き集で女性史をつくるということは、語り手の物語を市民が一緒につくっていくというプロセスにポイントを置いたんですね。そのプロセス自体が生涯学習につながり、地域の力となっていくということにポイントを置いたので、生涯学習というところに追加してほしいという希望だったんです。結果として入れないということは納得しましたが、そういう視点もあるということだけご理解いただきたいと思います。

【加藤（春）委員】 25ページの女性の就労に関する支援の項目のことなんですが、主要事業のほうで見ますと、「就業機会拡大のための支援・情報提供」とあるんです。今後、具体的にハローワークの人を呼んで話してもらおうとか、経済課と企画政策課とのジョイントで就労にかかわる情報提供、できれば相談までとか、そういうことを考えていただけるとよろしいかなと思うんです。特に、近隣のハローワークとの提携ということを重視したいんです。女性総合相談は、心理カウンセラーが対応すると思うのですが、具体的な労働の相談をしたい人には対応できないと思いますので。

【事務局（松井）】 ハローワークとの連携は既に経済課のほうで始めておまして、23ページの文章として、2つ目の段落、「本市ではこれまで、ハローワークや東京しごとセンター多摩等との共催事業」というふうに記載しております。今回事業名には広く大きな表現を採用する方針がございますので、具体的な表現にはなっておりませんが、この就業機会の拡大というのは、ハローワークとの共催事業をイメージした事業として記載させていただいております。

それと、女性総合相談なんですが、心理カウンセラーとの委託契約で行っているものでございまして、人生の中のさまざまな身の回りの問題や心の悩みについて、ご自分で解決を見つけていただくためにお話を伺って、気持ちを整理していただくための事業でございます。就労につなげるようなカウンセリングの補足としては、市と東京しごとセンター多

摩の共催事業としてこのところ数年実施している再就職支援講座を契機にしまして、東京しごとセンター多摩につなげて、各種の相談をしていただくという実態がございます。

【加藤（春）委員】 わかりました。施策の状況も確認できましたので、納得しました。

【井上会長】 あとはいかがでしょうか。よろしければ、基本目標Ⅲに移ります。

【原委員】 28ページの文章の中で、「定年退職を機に積極的に地域で活躍できる場を求めて戻ってくる高齢者など」というところ、もとの文章が、「元気な高齢者」というところを直してくださったということなんですけど、「元気な」ととると、「高齢者」という言葉だけが残ってしまいますね。「高齢者」という言葉を使わなくてもいいんじゃないかなと思います。

【井上会長】 定年退職を機に戻ってくる人だということがわかれば、別にそこにラベルを貼る必要はないということですね。

【事務局（松井）】 「高齢者」という表現を何かに置きかえるということでしょうか。

【井上会長】 「高齢者」という表現はなくしてもいいという意味です。

【伊藤委員】 27ページの主要事業で上から6つ目、「居宅訪問による子育て支援事業の充実」とあるんですけども、介護保険では居宅という言葉は、よくご存じだと思うんですけども、ここを家庭訪問型という形ではまずいのでしょうか。

【事務局（松井）】 実際に事業を所管しております担当課でこの名称を使用しているという確認をしております。家庭訪問といいますと、学校教育で行っております、先生が児童生徒の家庭を訪問するというようなものが家庭訪問でございまして、行政で使用する場合は居宅訪問という名称で福祉施策、子育て支援施策につきましては統一的に使用しておりますので、これを採用させていただきたいと思っております。

【伊藤委員】 わかりました。あと、平成25年度の厚生労働省概算要求の主な新規施策等の①地域機能強化型と、②「世代間交流や地域ボランティアとの協働など地域との支援、協力関係を構築」で、来年度の予算が増額され、重点施策と打ち出されたようなんですね。この辺の連携も小金井市はとっていただけるのかどうなのか、もしとっていただけるようでしたら、「居宅訪問による子育て支援の事業の充実」というところを重点的に推していただきたいという個人的な希望なんですけれども。先週、母子の心中事件が報道されましたし、非常にニーズはあるんじゃないかと思います。

【事務局（松井）】 市といたしましては、子育て支援策には非常に力を入れております。ご案内の件は厚生労働省の新規施策ということでございますので、これからの課題なのかと思うんですが、のびゆく子どもプランとの整合などもございます。今後必要があれば、各課の個別計画の中でも位置づけられていくのだろうと思います。男女共同参画に関する計画の中では、できるだけ広く大局から記載するという事で統一させていただいておりますので、子育て支援に対する充実ということで、包括的にまとめさせていただければと思っております。

【佐藤副会長】 それに関連してよろしいですか。もし具体的な事業名みたいなものを載せることができるのであれば、私はファミリー・サポート・センターもどこかに載せたいと思います。男女の計画でワーク・ライフ・バランスのことを言うのであれば、該当するのではと思います。そんな細かい名称まで要らないのかなと思ったんですけど、どうなんでしょうか。その充実とか、情報提供とかといった項目も入れていただければと思いますが。

【伊藤委員】 ファミリー・サポート・センターは、半行政的な位置づけにあると思うんですが、それ以外に、例えばホームスタート小金井とか、民間グループなどもあると思いますので、そういったところとの連携も、行政では埋め切れないニーズを埋めるという意味では、非常に重要だと思います。むしろ私はファミリー・サポート・センターというふうなサービスを提供する機関を絞ってしまうということは、あまり好ましくないんじゃないかと思えます。

【事務局（松井）】 27ページの上から4番目の主要事業として、「子育てに関する情報・相談の充実」がございまして、子育て支援策の情報提供につきましても、子育て支援課が1つの冊子として定期的に発行しているようなものもございまして、包括的に4番目の主要事業としてご認識いただくというご理解いただきたいと思います。

【井上会長】 私も、タイトルが「地域での子育て支援体制の充実」となっているけれども、要は行政がやっている保育とか学童保育、それから、情報提供や相談というものだけでなく、もう1つ地域の子育て力というか、単にサービスだけではなくて、子育てをしていく力をつけたり、みんながネットワークしていく力をつけたり、きっとそういうのも目指してやっていらっしゃるのであれば、意義深いと思います。

【伊藤委員】 市民協働支援センター準備室が中心になっている子育て支援ネットワーク協議会は、ここではどこの位置づけになるんでしょうか。ネットワークづくりとかが

「子育てに関する情報・相談の充実」に入るのであれば、むしろファミリー・サポート・センターよりも地域の子育て力を強化するネットワークづくりの体制をつくるという意味では、協議会の名称を入れたほうがいいんじゃないでしょうか。

【佐藤副会長】 個別の名称は余りここには入らないほうがいいですよ。ただ、子ども家庭支援センターや児童館と書いてあったので、子育て事業というと、子育てひろば事業だけじゃなくて、その他にもいろいろ入ると思ったので、ここは細かな事業を書くのか、もう少し広くとらえたものを書くのかというのがわかりにくくて、居宅訪問の事業が入ったことによって、何か具体的な事業が入ったわけじゃないですか。私個人としてはちょっと混乱したから、具体的なものを入れるんだったらあれもこれもということだったので。今、伊藤委員の質問にあったようなネットワーク事業であったとすると、それは体制のほうになるか。のびゆくこどもプランでは、子育て支援団体ネットワークという項目はもちろん入っていて、協議会をつくったのですけれども、それとダイレクトに男女の共同参画計画に入れる必要があるのかどうかという部分に関しては、判断しかねます。

【新井委員】 今の伊藤委員と佐藤副会長の発言に対して、意見を言いますと、主要事業というのは、個別の問題ではなくて、概念的なもので統一すべきだと思うんですね。問題は、最後に出てきたダイヤ印の居宅訪問なるものが概括的なニュアンスなのか、それとも個別なのかということに尽きるので、これを概括的ではなくて、個別だということで認識すると、さっきのファミリー・サポート・センターや子育てひろばが出てきちゃうんだと思うんですね。この居宅訪問が個別的なものかどうかというのは置いておいて、概念的には主要事業というのは概括的な表現で全部統一すべきだと思いますね。個別の話を出してきたら幾つも出てくるのではないかな。それから、この時点では、平成24年度はそうかもしれない。この後、次々個別のもが出てくる可能性もあるわけで、統一しにくくなる。だから、主要事業というのは、総括的な表現にとどめるべきであって、そこで議論の対象になるのは、居宅訪問なるものが個別なのか概括的なものなのかということに尽きるんじゃないかと思います。それをどうしても入れるのであれば、これはこれでいいのかなと思ったりもしますけれども、できるだけ表現としては、総括的な表現で統一すべきだと思います。

居宅訪問というのは個別なんじゃないかな。

【伊藤委員】 個別ではないと思います。包括的だと思います。子ども家庭支援センターは、どちらかというと、当事者が外に出て行って支援を受ける。居宅訪問は、支援をし

たいという人が支援を求めている人の自宅に来るとのことなので、方向性が全く逆なだけで、居宅訪問は個別ではないです。

【新井委員】 そうすると、ひっかかるところとすれば、子育てひろば事業のひろばというのを抜かす必要があるかもわかりませんね。子育てひろばというのは個別のニュアンスが出てきちゃうんじゃないかというふうにご発言からして思ったんですけど、そのところはどうか。

【佐藤副会長】 私は若干個別かなと思いましたけど。

【事務局（松井）】 当初、子育て事業にするかというような調整を子育て支援課のほうともしているところでございますが、子ども家庭支援センターで取り扱っている事業は非常に幅広く、多岐にわたっているということで、ある程度イメージできるものをピックアップするべきではないかというようなことが所管課からございました。子育てひろば事業といっても、その中でいろいろ取り扱っているということで、地域の子育て支援ということであれば、子育てひろば事業という名称がふさわしいのではないかというような意見がありまして、このような事業にさせていただいたということです。

【加藤（春）委員】 27ページの（2）「各家庭の状況等に応じた支援」では、今回の新聞に報じられた事件を考えますと担当が子育て支援課だけでよろしいでしょうか。福祉の部署のケースワーカーと子育て支援課の協力は充分行われているんですか。

【事務局（松井）】 ひとり親家庭に関する支援は、子育て支援課が軸となって行っております。必要があれば福祉施策や福祉の部署のケースワーカーに引き継ぐこともあります。学校教育の部署との連携が必要であれば、学務課や指導室との連携をとることもありますし、健康の問題があれば健康課と連携をとるということもあるような状況です。

【加藤（春）委員】 逆にケースワーカーのほうに軸になっているときに、十分子育て支援課の援助が得られていたかどうかということが今回の事件なんかに関しては気になるところなので、福祉の部署が入っていないのかどうかということが疑問であるというのと、それから、ひとり親家庭に限っちゃったことでいいのか。「ひとり親家庭等」と入れておかないと、さまざまな複雑な家庭がドアを閉めてしまうのではないかと思います。いかがでしょうか。

【事務局（松井）】 ひとり親家庭に対する庁内の担当課についてご説明を追加させていただきますが、ケースワーカーの方で連携が必要と判断するひとり親家庭があれば、子育て支援課と連携を取るというか、そちらにつなぐということも当然行われていると思

ます。

【加藤（春）委員】 何歳まで、子育て支援課が所管するのでしょうか。今回の事件は年齢的にはかなり高い子供さんを抱えていたようなことが記事に書かれていましたけれども、そういう場合でも子育て支援課が中心になるんですか。

【佐藤副会長】 子ども家庭支援センターでは、18歳までとなっていると思います。

【加藤（春）委員】 わかりました。

「ひとり親家庭等」という部分、課題を抱えやすい家庭というのをひとり親家庭に限定しているということの当否はいかがでしょうか。

【佐藤副会長】 ひとり親でなくても、さまざまな課題を抱えている家庭があると思うので、「ひとり親家庭等」としたほうがいいかなと思います。それか2項目に分けて、ひとり親家庭に対する支援体制の推進と、その他の例えば生活保護家庭とかにしてもいいかなと思うんですが、少し具体的すぎるような気もしていて。

【加藤（春）委員】 近年、お子さんが自殺したという事件も起こっていますし、市がしっかり認識して、細かいところまで気を配っていくということは大事ですね。

【事務局（松井）】 「等」という表現を入れるのが適切ではないかというご指摘ということですね。主要事業としては、ひとり親家庭としておいて、その上の説明文章に「等」という表現を入れることによって、その他の問題についても庁内で対応するということを表現できないか整理するということでしょうか。

【加藤（春）委員】 先ほどの就労支援もそうなんですけど、今現実に行われていることも書いておかないと、将来そこどころが削られることもあり得るわけですね。

【井上会長】 発展の方向じゃない発言になるかもしれないんですけども、30ページの具体的施策に「各種相談支援の実施」とありますよね。ここに、ひとり親家庭をもつてくるというのは、いかがでしょうか。

【佐藤副会長】 その上では、高齢者、障がい者等への社会的支援の充実と入っているわけだから、例えば介護において課題を抱えている家庭ということもありますよね。

【井上会長】 やはり今の場所のほうが落ちつきがいいでしょうか。

【原委員】 27ページの（2）各家庭の状況に応じた支援の説明文中の「さまざまな課題を抱えやすいひとり親家庭」というところに重点を置いたから、こういう書き方をしているのだなと思ったんです。学校現場からすると、ひとり親家庭でなくても、子ども家庭支援センターにすごくお世話になることが多く、相談することも多いんです。そのとき

に学校でも、これは子供の問題としてお母さんに相談しましょうとか、今回は家庭の問題として子ども家庭支援センターに相談できるよねという確認をしながらやっています。結論から言うと、言葉のとおり、子ども、家庭、そういったくりに該当すれば相談に乗ってくださるというふうに私はとらえていたんですね。ですから、重点的にひとり親家庭をケアしますよというところで記載したのかなと思いました。それから、30ページは自立した家庭をポイントにして記載したのかなと思いながら聞いていたんです。ですから、ひとり親家庭「等」と入っても別におかしくはないんだけど、問題はどこにポイントを置くかということなのかなと思います。

【加藤（春）委員】 現場の実感というのは非常に重要なことですので、そのとおりなのだろうと思います。これ以上私はこだわりません。

【井上会長】 どうですか。「等」を入れるということで、担当部署とも確認してもらいながら、特段問題がなければそのほうがいいと思います。

【佐藤副会長】 「等」を入れるなら27ページ（2）各家庭の状況等に応じた支援の文章中と主要事業のひとり親家庭の2カ所ですね。

【事務局（松井）】 下の主要事業に関しては、子育て支援課の所管する内容として「等」を入れることができるかどうかは確認します。

【井上会長】 主要事業の方に「等」が入っても、子育て支援課として整理がつくのかどうか確認して調整をお願いします。

では、基本目標Ⅲに移ってよろしいでしょうか。

【新井委員】 33ページの主要事業で、ダイヤモンドの「健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見」については、どういう形でDVを早期発見するのか、イメージがわかるように説明していただけますか。

【事務局（松井）】 健診事業というのは、健康に関する包括的な健康診断等の事業ではございますが、保健師等が対応して、市民の方の健康の問題や生活の問題などを聞く中で、家庭環境にDVの問題などが潜在的にある可能性が疑われる場合、もう少し詳しくお話を伺うするために、そのほかの事業につなげるというような場合も想定されます。もう1つ、児童虐待防止対策というのがありますが、これも家庭環境によってはDVと表裏一体のものである場合もございますので、これらの事業を通じてDVが疑われるケースが発覚する場合もございます。

【新井委員】 そうすると、健診事業で、保健師なり、お医者さんが面談の段階で、D

Vに対する事前のアプローチみたいなことも実際行われていると考えていいんですか。

【事務局（松井）】 その場では家庭環境に踏み込むことは、難しいとは思いますが、その後、ほかの事業にお誘いして、そこから詳しいご相談をお話を伺うなどの連携を行うということも想定しております。

【佐藤副会長】 33ページの指導室が担当課になっている主要事業で「小中学校での人権教育の推進」なんですけど、19ページの（2）男女共同参画の基盤となる人権尊重にも、指導室が担当課になって「教育の場における人権教育の推進」と入っていて、DVとか暴力という形に特化したものしか入れられないのであれば、むしろとってしまって、逆に企画政策課が人権尊重と暴力を許さない意識の醸成についての検討とか、そういうほうがすっきりするのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【原委員】 「小中学校での人権教育の推進」というのは、先ほどの説明の中にもありましたが、人権教育プログラムというのが学校にあるんですね。それを使いながら、生徒に教育するわけなんですけど、人権の中に東京都10課題というのがあって、その中にDVの話が出てくるので、やっぱり人権教育の推進になるのかなと思います。

【佐藤副会長】 19ページの「教育の場における人権教育の推進」と重複しないですか。

【原委員】 重複しますが、33ページのほうはDVに特化しているけれども、19ページのほうは人権の10課題が入るのかなと思います。

【井上会長】 今のご説明で、DVのことは1つの柱で入っているなら悪くはないかなと思います。

【加藤（春）委員】 むしろ2カ所に位置付けしてあった方がいいと思います。

【伊藤委員】 今のところ、小中学校に限るのもおかしいので、教育の場でのというのはどうですか。小中学校だけではなくて、高校、大学、専門学校などの教育機関も含まれているわけですね。小中学校でというふうに限定する理由はあるのでしょうか。

【原委員】 恐らく小金井市の場合は保育園に人権教育プログラムが配付されていないからだと思います。小学校から高校までが配付先です。

【新井委員】 高校が抜けている。

【原委員】 市内には、都立高校が2校あります。ただ、義務教育ということをお願いなんですよね。

【事務局（松井）】 この計画は市の施策をまとめた計画でございますので、指導室が

所管する内容として、「小中学校での」という表現で今回ご提案させていただきました。

【伊藤委員】 逆に、19ページの「教育の場における人権教育の推進」も、小中学校ということになるのでしょうか。

【事務局（松井）】 指導室は義務教育ですので、小中学校ですが、事業名が重複するのを避けてみました。

【井上会長】 33ページの企画政策課が担当の「デートDV防止対策の充実」ですが、市内の都立高校とタイアップして、デートDVの啓発をすとかを私としては期待したいんですが、「デートDV防止啓発の充実」にした方がいいですか。

【佐藤副会長】 去年つくってもらったデートDVのパフレットは、都立高校には配付していて、実際に連携はされているんですよね。

【事務局（松井）】 知っておきたいデートDVの配付実績としましては、高校、専門学校、大学に配付の協力をしていただいております。

【井上会長】 その場合に、企画政策課のデートDV防止の部分は、対策の充実なのか予防啓発の対策なのでしょうか。

【加藤（春）委員】 予防啓発よりも、さらに先の起こってしまった場合のことまで考えて、企画政策課が担当すると言ってくださっているのだから、このままのほうがよろしいんじゃないですか。

【井上会長】 はい。その他お気づきの点があればお願いします。

【佐藤（春）委員】 理念のところと絡めて、私はこの「男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る」というタイトルがどうなのかなと考えています。前回の審議会では「男女間の暴力を許さない社会づくりで安心を守る」というテーマでしたよね。結局、今回は一番最後に、子供、高齢者、障害者等と入れているわけですよね。これらについては、女性の人権が国連でとり上げられるのと前後してクローズアップされながら、女性への暴力と同じようなかたちで条約や法による歯止めがかけられていませんし、それは公平なこととはいえません。ですから、女性問題で法制化するチャンスを得たものに関しては、それに準じて子供、高齢者、障害者についても適用してきた、それが当然のことだというふうに考えてきたし、公民館なんかでも、男女平等・男女共同参画に関する時間の一部を子供の人権に譲っているというようなことが行われているわけですね。ですから、「男女共同参画を阻害する」と限定し過ぎるところもあるんですけど、逆に限定しなければあまりにも広くなりすぎてしまうというお気持ちはすごくわかるんで

すけど、理念のところと絡めてもう1回このタイトルは考えていきたいと思います。

【井上会長】　　ここはDVという、要は大人同士の男女間のものだけだったのを、もっとほかにもいろいろな暴力があるから広げようというのと、もう一方で、あまりにも広げすぎないようにという趣旨で「男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る」にしました。

【加藤（春）委員】　　これに落ちつくかもしれないけれども、もう1回見直せたらと思います。

【井上会長】　　他にはよろしいですか。それでは以上で各論に関する検討を終了します。

次に、基本理念をどうするかと、その上で4つの基本目標の表現が適切かを確認したいと思います。

10ページの基本理念については、たたき台ですので、率直にご意見をいただければと思います。案として提示したものには、キーワードとして人権尊重、ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の3つを入れたんですね。先ほどの新井委員から、4つの基本目標のうち3つでいいのかというご意見をいただきましたけれども、何かいい言葉があればお願いします。

【加藤（春）委員】　　4つの基本目標があると言いましても、暴力は人権に入るわけですから、こういう形で入れることができるのは、人権尊重とワーク・ライフ・バランスの2つだと思います。全体をカバーする推進体制は、理念に入ることはあり得ないと思いますし、暴力は、人権尊重の一部だというふうに考えますので、キーワードとしてはこの2つでいいと思います。ただ、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスによる」というのは非常に不自然なので、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする」とかにしてみたらどうですか。

【井上会長】　　「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」ですね。

【加藤（春）委員】　　女子差別撤廃条約の後、女性の就労を保障するための法律をつけたわけですが、それがいかに日本では重要だったか。その法律だけをつくっても、ワーク・ライフ・バランスという概念が出てくるまでは、男性が家庭の方を向くことができない、家庭のことは女性にということになって女性が稼ぐことができない、それによって差別されるという現実を変えることができなかつたわけですから、ワーク・ライフ・ balan

スという言葉は非常に重要なキーワードだと考えますので、今回、そこを軸にするということは、意義深いのではないかと思います。

【井上会長】 「実現をめざして」という部分はどうですか。今もなおまだ実現を目指す段階なんでしょうか。「さらなる推進を」とかはいかがでしょうか。

【伊藤委員】 第3次行動計画が「男女共同参画の推進を」になっているので、さらにテーマを絞ってグレードアップするという意味では、「実現を」でいいかなと思ったんです。

【井上会長】 推進して、具体性のある形で実現するという意味ですね。実態の伴うものにするのですね。

「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」ということですが、いかがでしょうか。

【佐藤副会長】 「めざして」というのは、ついたほうが強いんですか、弱いんですかね。「めざす」というと、とにかく目指しているよと、実現はしなくても目指していればいいよみたいに感じたりもするのですが、一般的にはどうなんでしょうか。

【コンサルタント】 「めざして」とつけることによって、わかりやすさを市民の方に与えるものになると思います。

【佐藤副会長】 わかりやすい。確かにそうですね。了解しました。

【井上会長】 よろしいでしょうか。「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」。

【伊藤委員】 今年2月の市民意識調査では、「～女性も男性もともにいきいき暮らせるまちをめざして～」というふうなタイトルでアンケートをとっているんですけども、なかなかいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

【加藤（春）委員】 あいまいにしては困るということをこの前申し上げました。つまり、これは市民のイメージを主目的とする文章ではなくて、役所の方がこういうことを実態として推進していくんだということをはっきりさせるのが主目的の文章であるということなのだから、今のご提案は非常に危険なキーワードだと思います。生き生きとしていれば、どんな状況でもいいんだという感じに解釈されるのを防ぐということは大事だと思います。

【井上会長】 よろしいですか。

【伊藤委員】 はい、結構です。

【井上会長】 それでは、基本理念については、これでよろしいですか。次に、基本目標Ⅲの名称をどうするか。ほかに思い浮かばなければ、「男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る」でもいいんじゃないかなと思っておりますが、何かいい言葉があればお願いします。

【佐藤副会長】 あらゆる暴力のとかにすると、ぼけちゃうものなんですかね。第3次行動計画は、人権を阻害するあらゆる暴力の根絶とか、あらゆる分野への男女共同参画の推進とかと使っているんですよね。あらゆるというと、警察が扱うような内容まで入るようで、確かにぼけるなどは思うんですけど、限定し過ぎるといふのの境目というか、その辺のバランスが難しいと思うのですが、一般的なものがあれば教えていただけると判断材料になるかと思えます。

【加藤（春）委員】 あらゆるをつけるかどうかは別として、人権を侵害するというもののほうが、むしろ今浮かび上がってきている子供への問題とか、そういうことをあらわすことができるんじゃないでしょうか。あらゆるを私は入れても入れなくてもいいと思えますけど。同じ言いまわしにしなくても構わないということであれば、あらゆるをとってもいいと思えます。あらゆるをとることによって、多少は誤解を防ぐ感じということもあるかもしれない。

【事務局（松井）】 この名称を変更する際にコンサルタントと相談をいたしました。最初に人権を守るというような、人権を侵害する暴力というのも1つのアイデアとして浮かんでおりました。この「男女共同参画を阻害する」という表現にした理由としましては、ご指摘のとおり、例えば警察で取り扱う暴力をイメージしないような表現で、男女共同参画の計画としてふさわしい表現は何なのかというようなところで、この言いまわしをご提案させていただいております。

【加藤（春）委員】 今、基本理念が「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」に決まりましたし、人権を侵害する、あるいは人権尊重を阻害するでもいいのではと思えますが。

【井上会長】 基本目標Ⅰ、Ⅲが人権尊重で、基本目標Ⅱがワーク・ライフ・バランスでということにすればという、そういう趣旨になるかと思えます。

【加藤（春）委員】 むしろキーワードとして基本目標Ⅰに男女平等が入り、基本目標Ⅲに人権が入っていれば、同じことを違う側面から言っているということになるんじゃないかと思えます。

【井上会長】 基本目標に人権という単語があったほうがいいですか。

【原委員】 基本目標のⅠは「互いを認めあい」というところに人権という単語がイメージできると感じるので、このままでよいように思いますが。

【加藤（春）委員】 人権という言葉がないということが気になるんですね。

【井上会長】 キーワードで言うと、基本目標Ⅰで男女平等という単語があって、Ⅱでワーク・ライフ・バランスがあって、Ⅳに男女共同参画があって、例えばⅢで人権という単語があるとよいという指摘ですね。ⅢとⅣで男女共同参画が2度出てくるのもどうかということでしょうか。

【加藤（春）委員】 つけ加えて言いますと、基本目標Ⅲの最後のほうに、子供、親なんかもかかわるんですね。それについて、基本目標Ⅲの④（1）ストーカーやセクシャル・ハラスメント、虐待等対策の推進の文章中で、女性の人権の尊重は当然、子供、高齢者、障害者の人権の侵害、人権の尊重と相伴って実現されるべきものであるというふうな締め方も考えたんですけども。

【佐藤副会長】 人権だと阻害とは言わないですか。男女共同参画を阻害するというのと、人権を侵害する。人権だと侵害になるんですかね。

【加藤（春）委員】 侵害ですね。

【佐藤副会長】 そうすると、人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る。

【加藤（春）委員】 あらゆるはよくわからないから削ると。

【佐藤副会長】 いいと思います。

【加藤（由）委員】 私は皆さんの話を伺っていて、「人権を」はしっくりいくと思います。男女共同参画であるということを含め、人権がいいと思います。

【加藤（り）委員】 男女共同参画という言葉が出てきたんですけども、大事なものは人権なんだというところを押さえておかななくてはいけないし、人権という言葉は使えるなら使いたいと思います。

【井上会長】 そうしましたら、基本目標Ⅲは、「人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る」ということでよろしいでしょうか。

もう1つの懸案事項が、この計画の名称です。第3次行動計画のときは「個性が輝く小金井男女平等プラン」とつけましたが、こういう名称をつけるかつけないかです。事前に正副会長と事務局とで相談したときには、第4次男女共同参画行動計画という名称でいい

のではないかと、さきほど決まりました基本理念、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」があれば、それ以外にキャッチフレーズのようなものをつけなくてもいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

【加藤（り）委員】 それでいいと思います。参考までに、第2次行動計画は、「ともに生きる小金井市行動計画」、その上のタイトルが、21世紀へ男女共同参画社会の実現をめざしてとあるんですね。第2次行動計画は「ともに生きる」、第3次行動計画は「個性が輝く」というふうになっているんですが、何か歴史的にタイトルをつける意味とかがあったのでしょうか。

【事務局（松井）】 大変申し訳ありませんが、把握しておりませんので、答弁を控えさせていただきます。

参考に申し上げますが、他市の状況についても調べました。他市の計画で、計画名称にこのような形容詞がついている市は、小金井市を含めて3市でございます。八王子市、「男女が共に生きる八王子プラン」、多摩市、「女と男がともに生きる行動計画」、小金井市が現在の第3次行動計画、「個性が輝く小金井男女平等プラン」の3市でございます。そのほかの市町村につきましては、第何次男女共同参画計画とか、第何次男女平等推進計画というような名称がついているのが圧倒的に多いようです。

【井上会長】 それでは、計画の形容は名称はなしということでよろしいですか。計画の名称は第4次男女共同参画行動計画にしたいと思います。

素案の部分に関して、幾つか修正をしなければならぬので、その部分を次回の審議会で確認したいのでよろしくお願いいたします。次回の審議会は、パブリックコメントの直前の審議会ですので、確認が中心となりますから、実質的な審議は本日で終了となります。

では、本日の審議はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —